

長泉町手話言語条例（仮称）骨子案

令和2年1月

長泉町

ちよとしいが いちばんいい



1 条例制定に至る経緯

言語は、意思を伝え合う、考える、感情を表すなど、人と人が理解し合う上で欠かすことのできないもので、手話は、手や指、表情、体で表す目で見ることば、視覚言語です。

手話は、ろう者だけでなく、ろう者以外の者とも意思疎通を図るための大切な言語です。過去に、手話は言語として認められず、日本でも口語法教育が強制されるなど、ろう者にとって手話を使えない時がありました。現在は手話が言語であることが定義され、手話に対する国際的な認知の広がりにより、手話を憲法や法律に言語として認める国もできています。

我が国でも平成23年の障害者基本法の改正において、言語に手話を含むことが明記されました。本条例の制定により、長泉町でも手話が言語として認められたことで、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人がいつでも、どこでも手話を自由に使うことのできる社会が実現されるよう、取り組まなければなりません。

手話が言語であるという認識の下、手話の理解と普及に努め、ろう者を含む全ての町民がお互いを尊重し、誰もが地域の一員として共に生きる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

2 条例の概要

(1) 目的

- ・この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等を目的とした施策に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等を目的とした施策の推進に必要な事項を定め、もってろう者をはじめとした全ての町民が地域の一員として共に生きる社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 定義

- ・この条例において、次の掲げる用語の意義は次のとおりです。
 - ①ろう者 聴覚障害者のうち手話を使って生活している者。
 - ②共に生きる社会の実現 ろう者を含む全ての町民が、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことのできる社会を目指すこと。
 - ③手話の普及等 手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備。

(3) 基本理念

・手話の普及等は、次に掲げる事項について、町民の理解の下に推進します。

- ①障害がある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し支え合い、共に生きる社会の実現を目指すこと。
- ②手話は、生活を営むためにろう者が大切に受け継いできた言語であること。
- ③手話による意思疎通の機会が尊重されること。

(4) 町の責務

・町は、基本理念にのっとり、手話への理解促進に努めるとともに、手話の普及等を目的とした施策を総合的かつ計画的に推進します。

(5) 町民の役割

- ・町民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、ろう者を含む全ての町民が地域の一員として共に生きる社会の実現に努めます。
- ・ろう者は、基本理念にのっとり、手話の普及等を目的とした町の施策に協力するとともに、手話への理解促進及び手話の普及等に努めます。

(6) 事業者の役割

・事業者は、基本理念にのっとり、手話の普及を目的とした町の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスの提供や、働きやすい環境を整備するよう努めます。

(7) 計画の策定及び推進

・町は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に定める市町村障害福祉計画において、手話の普及等を目的とした施策について定め、これを推進します。

(8) 委任

・この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。